

令和7年度 水道水質検査計画



滋賀県企業庁



目 次

1. 水質検査計画について	1
2. 水道事業の内容	1
3. 原水から給水栓に至るまでの水質の状況	2
4. 浄水の水質検査	2
5. 原水（浄水場入口）の水質検査	3
6. 見直しの予定	3
7. 水質検査方法	3
8. 臨時の水質検査	4
9. 水質検査の公表	4
10. 水質検査の精度および信頼性保証	4
11. 関係者との連携	4
表4 検査計画表	5
表5 検査項目および検査頻度	6
表6 水質管理目標設定項目	7
表7 農薬検査項目	8
表8 独自に行う水質検査項目	9
管内図	10

令和 7 年度滋賀県企業庁水質検査計画

1. 水質検査計画について

滋賀県企業庁は、水道法施行規則第 15 条の定めるところに従い水質検査計画を定め、原水から浄水場、市町水道事業者に引き渡すまで、水道法に基づく水質基準に適合しているか確認を行い、水質管理に万全を期し、その検査結果を公表しております。

このたび、令和 6 年度の水質検査結果等を踏まえ、「令和 7 年度水質検査計画」を定めましたので公表いたします。

当庁では、この計画に基づき浄水課水質管理室による自己検査を基本として、水質検査を実施します。

なお、当庁の浄水課水質管理室は平成 27 年度に水道水質基準 51 項目について、水道水、浄水に対し水道 G L P を取得しました。水道 G L P (Good Laboratory Practice) とは、「水道水質検査優良試験所規範」の略称で、水道水の水質検査の信頼性を保証するため平成 16 年 9 月、公益財団法人日本水道協会が策定した制度です。

2. 水道事業の内容

①滋賀県企業庁は、8 市 2 町に給水しています。給水状況は表 1 のとおりです。

表 1 滋賀県企業庁の給水状況

事業名	湖南水道用水供給事業
給水区域	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、 甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町 8 市 2 町
計画給水人口	684,000 人
計画一日最大給水量	198,800 m ³ /日
一日最大給水量 (令和 5 年度実績)	139,636 m ³ /日
一日平均給水量 (令和 5 年度実績)	127,505 m ³ /日

②各浄水場の浄水施設概要は表 2 のとおりです。

表 2 浄水場の施設概要

浄水場名	吉川浄水場	馬渕浄水場	水口浄水場
所在地	野洲市吉川 3382	近江八幡市馬淵町 1875	甲賀市水口町水口 6181
原水の種類	表流水 (琵琶湖水)	表流水 (琵琶湖水)	表流水 (野洲川)
給水能力 (m ³ /日)	81,100	82,700	35,000
沈殿池	1・2系：横流式 (傾斜板付) 3系：迂流式 (傾斜管付)	横流式 (傾斜板付)	横流式
ろ過池	1・2系：単層ろ過 (砂) 3系：複層ろ過 (アンスラ サイト+砂)	複層ろ過 (アンスラ サイト+砂)	複層ろ過 (アンス ラサイト+砂)
浄水処理方法等	粉末活性炭処理 凝集沈殿 急速ろ過 塩素処理 pH調整 (炭酸ガス)	粉末活性炭処理 凝集沈殿 急速ろ過 塩素処理 pH調整 (炭酸ガス)	粉末活性炭処理 凝集沈殿 急速ろ過 塩素処理 pH調整 (苛性ソーダ、炭酸ガス)

3. 原水から給水栓に至るまでの水質の状況

滋賀県企業庁の水源は、表流水のうち、湖沼水（琵琶湖）と河川水（野洲川）を利用しています。

水源の状況と留意すべき水質項目は表3のとおりです。

表3 水源の状況と留意すべき水質項目

水 源 水 系	表 流 水	
	琵琶湖（北湖）	野洲川
水源の状況	降雨、流入河川の影響等によって濁度が上昇することがあります。 琵琶湖および湖辺水域において繁殖する藻類の種類によってかび臭、生ぐさ臭が発生することがあります。 藻類の光合成によって、pH値が上昇することがあります。	降雨等によって濁度が上昇することがあります。 生活排水等に起因する有機物濃度上昇により、消毒副生成物が増加することがあります。 また、事故（交通事故、不法投棄、人為ミス）等により排出される油等の臭気障害が危惧されます。
留意すべき水質項目	濁度、pH値、臭気、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、トリハロメタン	濁度、臭気 トリハロメタン、ハロ酢酸
浄水場名	吉川浄水場、馬渕浄水場	水口浄水場

4. 浄水の水質検査

（1）検査地点

別紙 表4「検査計画表」のとおり設定しました。

①供給点（給水栓）

送水管の経路を考慮し、13箇所を設定しました。（別紙 管内図）

②浄水場出口（浄水池）

各浄水場の浄水池4箇所を設定しました。

③調整池

山脇調整池、瓶割山調整池、水口調整池、甲南調整池を検査地点としました。

（2）検査項目および検査回数

別紙 表5「検査項目および検査頻度」のとおり設定しました。

①毎日検査

系統を代表する10箇所の供給点（給水栓）に設置した水質計器により、色、濁り、消毒の残留効果を24時間連続監視します。

水質計器設置供給点（給水栓）

草津市（笠山）、守山市（石田）、湖南市（雨山、朝国）、近江八幡市（円山）、東近江市（五個荘）、日野町、竜王町、甲賀市（水口調整池、甲賀調整池）

②供給点（給水栓）および調整池における検査

供給点（給水栓）は、水質基準項目のうち臭気物質 2 項目（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）および、浄水池で代用できる 5 項目（水銀及びその化合物、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類）を除いた 44 項目および遊離残留塩素の検査を 3 ヶ月に 1 回行います。

また、浄水場系統ごとに選んだ 1 地点について、水質基準 51 項目および遊離残留塩素の検査を月 1 回行います。

全ての供給点（給水栓）および調整池は、法令により検査の省略が認められていない 9 項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度）および遊離残留塩素の検査を月 1 回行います。

③浄水池における検査

水質基準 51 項目の検査および遊離残留塩素の検査を月 1 回行います。

④臭気物質

水源において臭気を発生する藻類が繁殖した場合などには、随時、臭気および臭気物質の検査を行います。

⑤水質管理目標設定項目

別紙 表 6「水質管理目標設定項目」に則り、年 4 回、農薬類については 5 月と 8 月の年 2 回検査を行います。

農薬類の対象リストを別紙 表 7「農薬検査項目」に示します。検査項目は 104 項目について自己検査を行います（測定機器を有する項目）。

（104 項目以外の農薬類 11 項目について、外部委託により検査を行います。）

⑥独自に行う水質検査項目

別紙 表 8「独自に行う水質検査項目」のとおり設定しました。

5. 原水（浄水場入口）の水質検査

消毒副生成物の 11 項目（塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド）および味を除く 39 項目の検査を月 1 回行います。

原水の状況を把握するため、アンモニア態窒素、全窒素、全りん、化学的酸素要求量（COD）、クリプトスポリジウム等の検査を行います。

6. 見直しの予定

本計画では、法により省略が可能な項目も安全確認あるいは性状確認のために省略していませんが、今後は蓄積したデータを踏まえ省略することがあります。

7. 水質検査方法

- ・水質検査は原則として当庁において自己検査を実施します。
- ・水質基準項目の検査は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、水質管理目標設定項目の検査は水道課長通知による「水質管理目標設定項目の検査方法」に基づき行い、その他項目の検査は、上水試験方法および日本工業規格工場排水試験方法に基づき行います。

8. 臨時の水質検査

- ・水道法第13条（給水開始前の届出及び検査）に基づく検査を行います。
- ・水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、浄水で水質基準値を超えるおそれのある場合には、必要に応じて臨時に検査を行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④配管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑤その他特に必要があると認められるとき

9. 水質検査の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果はホームページで公表します。

10. 水質検査の精度および信頼性保証

- ・水道G L Pにより構築した品質管理システムによる信頼性保証と技術的能力のさらなる向上に努めます。
- ・国および県で毎年行われる外部精度管理に参加し信頼性の確保に努めます。

11. 関係者との連携

水源等で水質事故が発生した場合は、滋賀県企業庁事故対策要綱および滋賀県水道水健康危機管理実施要綱に基づき関係部局と情報交換し、連携を図りながら、適正な対応を行うことにより安全で良質な水道水の供給に努めます。

表4 検査計画表

浄水場	地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吉川	原水	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	浄水池（1・2系）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	浄水池（3系）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
馬淵	原水	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	浄水池	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
水口	原水	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	浄水池	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

浄水場	給水栓	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吉川	野洲市（山脇調整池）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	草津市（笠山）	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲
	守山市（石田）	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲
	栗東市	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲
	野洲市（田中山）	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○
	湖南市（雨山）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	湖南市（朝国）	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○
馬淵	近江八幡市（瓶割山調整池）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	近江八幡市（円山）	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲
	東近江市（八日市）	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲
	東近江市（五個荘）	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○
	東近江市（能登川）	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○
	日野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	竜王町	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲
水口	甲賀市（水口調整池）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	甲賀市（甲賀調整池）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	甲賀市（甲南調整池）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

注 表中の表現は、以下による。

□ 基準項目の内、味および消毒副生成物以外の39項目の検査
（但し、シアンは検査対象項目）

◎ 基準全項目の検査および遊離残留塩素の検査

○ 浄水池で代用できる5項目（水銀及びその化合物、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類）および臭気物質を除いた44項目の検査および遊離残留塩素の検査

▲ 省略不可能項目（9項目）の検査および遊離残留塩素の検査

表5 検査項目および検査頻度

項目 No	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上	365

項目 No	水質基準項目	基準値	検査点 法定検査頻度	検査計画頻度			
				供給点(給水栓)		浄水池	原水
				代表以外	代表3箇所		
1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年4回	4	12	12	12
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		—	12	12	12
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4	12	12	12
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4	12	12	12
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4	12	12	12
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4	12	12	12
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		4	12	12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		4	12	12	12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		4	12	12	12
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		4	12	12	12
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4	12	12	12
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		4	12	12	12
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		4	12	12	12
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		4	12	12	12
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		4	12	12	12
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		4	12	12	12
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		4	12	12	12
20	ベンゼン	0.01mg/L以下		4	12	12	12
21	塩素酸	0.6mg/L以下		4	12	12	—
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		4	12	12	—
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		4	12	12	—
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4	12	12	—
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		4	12	12	—
26	臭素酸	0.01mg/L以下		4	12	12	—
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		4	12	12	—
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4	12	12	—
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		4	12	12	—
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下		4	12	12	—
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		4	12	12	—
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		4	12	12	12
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		4	12	12	12
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		4	12	12	12
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		4	12	12	12
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		4	12	12	12
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		4	12	12	12
38	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	年4回	4	12	12	12
40	蒸発残留物	500mg/L以下		—	12	12	12
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	月1回	—	12	12	12
42	ジェオスミン *1	0.00001mg/L以下		—	12	12	12
43	2-メチルイソボルネオール *2	0.00001mg/L以下	年4回	—	12	12	12
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		—	12	12	12
45	フェノール類	0.005mg/L以下	月1回	—	12	12	12
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下		12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下		12	12	12	12
48	味	異常でないこと		12	12	12	—
49	臭気	異常でないこと		12	12	12	12
50	色度	5度以下		12	12	12	12
51	濁度	2度以下		12	12	12	12

*1 (正式名称) (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 (正式名称) 1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

表6 水質管理目標設定項目

項目 No	水質管理目標設定項目	目標値	検査計画頻度(回/年)		
			浄水		原水
			給水栓	浄水池	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	－	4	4
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	－	4	4
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	－	4	4
4	削除	削除	削除	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	－	4	4
6	削除	削除	削除	削除	削除
7	削除	削除	削除	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/L以下	－	4	4
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	－	4	4
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	－
11	削除	削除	削除	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	－	－	－
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	4	4	－
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	4	4	－
15	農薬類(検出値と目標値の比の和として)	1以下	－	2	2
16	残留塩素	1mg/L以下	4	4	－
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	4	4	4
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	－	4	4
19	遊離炭酸	20mg/L以下	4	4	4
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	－	4	4
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	－	4	4
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	－	4	4
23	臭気強度(TON)	3以下	－	4	4
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	4	4	4
25	濁度	1度以下	4	4	4
26	pH 値	7.5程度	4	4	4
27	腐食性(ランゲリア指数)	－1程度以上とし、極力0に近づける	4	4	4
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	4	4	－
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	－	4	4
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	－	4	4
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	－	4	4

* 二酸化塩素については使用していないため検査を省略します。

* 給水栓における検査項目は配管の腐食を示す項目と消毒副生成物とし、配管内で増加しない項目は省略します。

* 原水については目標値は設定されていませんが参考のため検査します。

表7 農薬検査項目

番号	農 薬 名	目標値	番号	農 薬 名	目標値
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05 mg/L以下	59	チオジカルブ	0.08 mg/L以下
2	2, 2-DPA(ダラポン)	0.08 mg/L以下	60	チオフアネートメチル	0.3 mg/L以下
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02 mg/L以下	61	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
4	EPN	0.004 mg/L以下	62	* テフリルトリオン	0.002 mg/L以下
5	MCPA	0.005 mg/L以下	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02 mg/L以下
6	アシュラム	0.9 mg/L以下	64	トリクロビル	0.006 mg/L以下
7	アセフェート	0.006 mg/L以下	65	トリクロルホン(DEP)	0.005 mg/L以下
8	アトラジン	0.01 mg/L以下	66	トリシクラゾール	0.1 mg/L以下
9	アニロホス	0.003 mg/L以下	67	トリフルラリン	0.06 mg/L以下
10	アミトラズ	0.006 mg/L以下	68	ナプロバミド	0.03 mg/L以下
11	アラクロール	0.03 mg/L以下	69	* パラコート	0.01 mg/L以下
12	イソキサチオン	0.005 mg/L以下	70	ピペロホス	0.0009 mg/L以下
13	イソフェンホス	0.001 mg/L以下	71	ピラクロニル	0.01 mg/L以下
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01 mg/L以下	72	ピラゾキシフェン	0.004 mg/L以下
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3 mg/L以下	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02 mg/L以下
16	* イブフェンカルバゾン	0.002 mg/L以下	74	ピリダフェンチオン	0.002 mg/L以下
17	イプロベンホス(IBP)	0.09 mg/L以下	75	ピリブチカルブ	0.02 mg/L以下
18	* イミノクタジン	0.006 mg/L以下	76	ピロキロン	0.05 mg/L以下
19	インダノファン	0.009 mg/L以下	77	フィプロニル	0.0005 mg/L以下
20	エスプロカルブ	0.03 mg/L以下	78	フェントロチオン(MEP)	0.01 mg/L以下
21	エトフェンブロックス	0.08 mg/L以下	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
22	* エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01 mg/L以下	80	フェリムゾン	0.05 mg/L以下
23	オキサジクロメホン	0.02 mg/L以下	81	フェンチオン(MPP)	0.006 mg/L以下
24	オキシ銅(有機銅)	0.03 mg/L以下	82	フェントエート(PAP)	0.007 mg/L以下
25	オリサストロビン	0.1 mg/L以下	83	フェントラザミド	0.01 mg/L以下
26	カズサホス	0.0006 mg/L以下	84	フサライド	0.1 mg/L以下
27	カフェンストロール	0.008 mg/L以下	85	ブタクロール	0.03 mg/L以下
28	カルタップ	0.08 mg/L以下	86	ブタミホス	0.02 mg/L以下
29	カルバリル(NAC)	0.02 mg/L以下	87	ブプロフェジン	0.02 mg/L以下
30	カルボフラン	0.0003 mg/L以下	88	フルアジナム	0.03 mg/L以下
31	キノクラミン(ACN)	0.005 mg/L以下	89	プレチラクロール	0.05 mg/L以下
32	キャプタン	0.3 mg/L以下	90	プロシミドン	0.09 mg/L以下
33	クミルロン	0.03 mg/L以下	91	* プロチオホス	0.007 mg/L以下
34	* グリホサート	2 mg/L以下	92	プロピコナゾール	0.05 mg/L以下
35	* グルホシネート	0.02 mg/L以下	93	プロピザミド	0.05 mg/L以下
36	クロメプロップ	0.02 mg/L以下	94	プロベナゾール	0.03 mg/L以下
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001 mg/L以下	95	プロモブチド	0.1 mg/L以下
38	クロルピリホス	0.003 mg/L以下	96	ベノミル	0.02 mg/L以下
39	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下	97	ベンシクロン	0.1 mg/L以下
40	シアナジン	0.001 mg/L以下	98	ベンジビシクロン	0.09 mg/L以下
41	シアノホス(CYAP)	0.003 mg/L以下	99	ベンゾフェナップ	0.005 mg/L以下
42	ジウロン(DCMU)	0.02 mg/L以下	100	ベンタゾン	0.2 mg/L以下
43	ジクロベニル(DBN)	0.03 mg/L以下	101	ベンディメタリン	0.3 mg/L以下
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下	102	ベンフラカルブ	0.02 mg/L以下
45	* ジクワット	0.01 mg/L以下	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01 mg/L以下
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004 mg/L以下	104	ベンフレセート	0.07 mg/L以下
47	* ジチオカルバメート系農薬	0.005 mg/L以下	105	ホスチアゼート	0.005 mg/L以下
48	ジチオビル	0.009 mg/L以下	106	マラチオン(マラソン)	0.7 mg/L以下
49	シハロホップブチル	0.006 mg/L以下	107	メコプロップ(MCPP)	0.05 mg/L以下
50	シマジン(CAT)	0.003 mg/L以下	108	メソミル	0.03 mg/L以下
51	ジメタメトリン	0.02 mg/L以下	109	メタラキシル	0.2 mg/L以下
52	ジメトエート	0.05 mg/L以下	110	メチダチオン(DMTP)	0.004 mg/L以下
53	シメトリン	0.03 mg/L以下	111	メトミノストロビン	0.04 mg/L以下
54	ダイアジノン	0.003 mg/L以下	112	メトリブジン	0.03 mg/L以下
55	ダイムロン	0.8 mg/L以下	113	メフェナセット	0.02 mg/L以下
56	* ダゾメット・メタム(カーバイト)及びメチルイソチオシアネート 目標値0.01mg/L(メチルイソチオシアネートとして)	0.01 mg/L以下	114	メプロニル	0.1 mg/L以下
57	チアジニル	0.1 mg/L以下	115	モリネート	0.005 mg/L以下
58	チウラム	0.02 mg/L以下			

* 印は委託により検査をおこなう項目

表8 独自に行う水質検査項目

項目 No	検査項目	計画検査頻度(回/年)			
		原 水	沈殿池	ろ過池	浄水池
1	濁度	238	238	238	365
2	色度	238	238	238	365
3	残留塩素		238	238	365
4	pH 値	238	238	238	365
5	味				365
6	臭気	238	238	238	365
7	総アルカリ度	238	238		238
8	水温	238	238	238	238
9	アンモニア態窒素	238			
10	大腸菌	16			12
11	クリプトスポリジウム指標菌	4			
12	クリプトスポリジウム	吉川馬淵2 水口4			1
13	硫酸イオン	12			12
14	生物化学的酸素要求量 (BOD)	12			
15	化学的酸素要求量 (COD)	12			
16	溶存酸素 (DO)	12			
17	浮遊物質 (SS)	12			
18	全窒素 (T-N)	12			
19	全りん (T-P)	12			
20	溶性ケイ酸	12			12
21	紫外線吸光度 E ₂₆₀	238		238	
22	クロロフィルa	238			
23	プランクトン検査 注1	52			
24	ダイオキシン類(委託)				1
25	放射性物質	12			12

この検査頻度には、基準項目・管理項目・独自検査項目の測定回数も含まれます。

注1 水口においてはプランクトンの発生による障害が想定される際に適宜実施します。

管内図

